

第 12 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 7 月 27 日（金）午前 9 時 30 分から 9 時 56 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	10 番	西田	暁	11 番	高田	照美

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	雨田	俊孝	ヘ.	小脇	浩一

4. 欠席委員

農業委員

8 番 寺田 誠

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト. 中島 一三 チ. 高田 正一

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 29 年度第 34 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 12 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 戸川 修一郎
農地振興係主任 日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 寺田 誠 委員が欠席であります。(農地利用最適化推進委員のうち) 中畠 一三 推進委員、高田 正一 推進委員が欠席であります。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第12回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 3番、池亀 昭次 委員。4番、牛野 進一郎 委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成29年度第34号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題といたします。

議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。
事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権1件)について、承認を求めるものです。

資料は3ページをお開きください。

公告日は平成29年5月31日で、契約の期間は平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間設定で、平成30年5月31日に合意解約されています。自己都合による合意解約です。

4ページをお開きください。変更計画内訳書の説明を行います。

利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 A・47歳、利用権設定を受ける者が、南種子町〇〇××番地 B・40歳です。

合意解約に至った土地の所在は、〇〇字△△××番、登記及び現況地目は畑、面積は●●㎡、スナップエンドウを作付けしておりました。賃借料は反当たり〇〇円です。

5ページに合意解約通知書、6ページに図面を添付していますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、議案第1号について承認を求めるものであります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第12号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題といたします。

議長 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成30年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画(使用貸借権1件・賃借権4件)を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は9ページをお開きください。

上段が期間の始期を平成30年8月1日から終期が平成35年7月31日の5年間存続で、畑 ●●㎡の4件です。

下段が期間の始期を平成30年8月1日から終期が平成40年7月31日の10年間存続で、畑 ●●㎡の1件です。

資料は10ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 C・67歳、利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 D・41歳です。

土地の所在は、○○字△△××番 ●●㎡、同じく△△××番 ●●㎡、○○字△△××番 ●●㎡、同じく△△××番 ●●㎡です。4筆共に地目は畑です。作物については茶で、権利の種類は使用貸借権となります。存続期間10年の再設定です。

次に整理番号2番。利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 E・95歳、利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 Fです。

土地の所在は、○○字△△××番及び××番。地目はともに畑で、地積合計は●●㎡。利用内容が牧草、権利の種類は賃借権で、料金は反当たり1万円の現金支払い、存続期間が5年間の再設定です。

3番以降もFが利用権設定を受ける者となっている土地ですが、後ほどお目通しいただきたいと思えます。

なお、その他の個別資料については、12ページから23ページにありますので、お目通し願います。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の利用権設定について、承認を求めるものであります。
よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
議長 (「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・G、譲受人・H 外1件 を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。
25ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに字△△に3筆、字△△に1筆、字△△に3筆、字△△に1筆、字△△に1筆の合計で10筆です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、48ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は26ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字△△××番地。地目は田、地積は●●㎡。

ほかに同字に1筆、字△△に1筆の合計で3筆です。

所有権移転で、名義整理及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、49ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は35ページから添付しています。

以上2件につきましては、7月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いい

たします。整理番号1番、高田委員。

11 番委員

HさんとGさんは親子関係であります。今回Gさんが高齢のために、Hさんへ耕作農地の贈与を行うという3条申請であります。Hさんの経営につきましては、27ページにありますように、牛・さとうきび・甘藷の経営をしております。牛につきましては成牛14頭を飼育しております。耕作面積が〇町〇反、うち借地の面積が〇町〇反ということで、多くの方の農地を借りて精力的に広く耕作をしております。借りた土地また自作の土地につきましても、すべて耕作をしております。一番感心するのは、さとうきびの〇町〇反を手作業で収穫を行っているということで、大変熱心な耕作者でございます。今後も続けていかれると思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長
3 番委員

整理番号2番、池亀委員。

JさんとIさんの案件でございますが、Iさんの父親が生前、Jさんにこれらの田んぼを売っていたが、名義を変えていなかったということで今回、名義整理をしたいということです。

よろしくお願ひします。

議 長
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・C、譲受人・Dを議題にします。

事 務 局

それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。41ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 D。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 C。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は 畑。地積は ●●m²です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成30年8月から平成30年12月までの5ヶ月。

資金は、造成費 〇〇円・建築費としまして居宅 〇〇円 の合計 〇〇

円で、資金内訳は、自己資金 ○○円、融資 ○○円となっています。

転用目的としましては 農家住宅 です。

転用事由の詳細としまして「現在借家に居住しており、家族も増え手狭になっております。また、耕作している農地に近い場所に住まいを建築したいと考え、当該地を申請するものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、西側に町道、北西側に譲渡人所有の宅地、東側・南側に譲渡人所有の農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、原状のまま利用する。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を設ける。幅 3.0 m程度。
- (4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農業振興地域 外 及び都市計画区域 内 で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。参考資料は 42 ページから添付しています。

この件につきましては、7月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員が欠席ですので、高田農地部長よりお願いいたします。

農地部長 昨夜、寺田委員から電話がありまして都合により出席できないとのことと依頼を受けて、私が代わって説明いたします。現地調査に出たおりの状況説明をさせていただきます。

現地としましては、○○ホテルから○○、○○方面へ向かう道路沿いにあります。43ページの位置図をご覧になればお分かりと思いますが、ここでCさんの宅地の隣に農地がありますが、この一部を今回の宅地に転用する申請でございます。北側にはハウス等、農地としても利用されております。

今回申請があったのは、譲受人は現在、○○集落のほうで借家住まいをしておりますけれども、事務局から説明がありましたように、家族も増えまして手狭になってきたということと、作業場・農機具倉庫等がCさんのほうにありますので、これを利用するにも、行ったり来たりの時間ロス等がございまして、農作業にも支障を来しているということで、ここに住宅を建築することによって、作業効率も上がってくるということで、農家住宅建築の申請でございます。

事務局からの説明がありましたように、それで隣接地等に及ぼす影響につきましても、問題はないものとして現地調査を終えております。そういうことで今回の申請のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。